

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題
(第2次募集)
公法系法学専門試験
【憲法】

いわゆる「現実の悪意の法理」について、関連する判決例にも触れながら、論点を整理して説明しなさい。

(配点50点)

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

公法系法学専門試験

【行政法】

以下の7項目から5項目を選び、それぞれ10行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点)

- 1 形式的当事者訴訟
- 2 弁明の機会の付与（弁明手続）
- 3 公権力発動要件欠如説
- 4 執行罰
- 5 事情判決
- 6 権力留保説
- 7 狹義の訴えの利益

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題
(第2次募集)
民事法系法学専門試験
【民法】

問題1 (25点)

- (1) 「責任能力」及び「事理弁識能力」の定義を示し、これらの概念が不法行為法上どのような意義を持つかについて簡潔に説明しなさい。
- (2) Aの運転する車（甲）とYの運転する車（乙）が衝突した（以下、本件交通事故とする）。本件交通事故の結果、甲の助手席に乗っていたX（Aの配偶者）は重傷を負い、治療費など総額1000万円の損害を被った。なお、本件交通事故に関する過失の割合は、Aが3割、Yが7割であった。

この場合において、YがXに生じた損害の全額について責任を負うかについて、検討しなさい。

問題2 (25点)

- Pは、Qの所有する土地丙を賃借して使用していたところ、丙の隣地所有者であるRが、P・Qに無断で、丙の一部に建築資材を放置し始めた（以下、本件不法占拠とする）。
- 本件不法占拠に対してPがいかなる法的手段をとることができるかについて、考えられるものをすべて挙げ、それぞれ検討しなさい。

2020年度九州大学法科大学院入学試験問題
(第2次募集)
民事系法学専門試験
【商法・会社法】

下記の設例を読み、後記の設問に解答しなさい（配点50点）。

【設例】

Gは、H国のロースクールの学生で、現在、日本に留学中である。Gは、最近、日本の商法・会社法の法律雑誌を見ていたところ、日本では、ときどき、①敵対的企業買収をめぐる問題や、②種類株式をめぐる問題が、話題になっていることに気が付き、これらの問題に興味を覚えた。

Gは、①の問題については、株式会社におけるいわゆる買収防衛策について、それに関する会社法上の制度の内容や、買収防衛策に関する裁判例の状況について、興味を持っている。

また、②の問題については、いわゆる全部取得条項付種類株式について、それに関する会社法上の制度の内容や、それに関する裁判例の状況について、興味を持っている。

しかし、Gは、自分自身では、法制度をはじめ裁判例も含めた日本法の状況がよく分からぬいため、これらの問題について詳しい弁護士であるあなたのところに、詳しい説明を求めて、相談に訪れた。

<設問1>

あなたは、Gに対して、①の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい（配点 25点）。

<設問2>

あなたは、Gに対して、②の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい（配点 25点）。

2020年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

民事法系法学専門試験

【民事訴訟法】

【問題】以下の〔設例〕を読んで、〔設問〕に解答しなさい。

(配点：〔設問1〕(1) 15点、(2) 20点、〔設問2〕 15点)

〔設例〕

売主Xと買主Yとの間でなされた甲土地の売買をめぐって、XはYに対し売買代金の支払を求める訴訟を提起した。Xは、その訴状において、1) 平成29年9月12日に、Yとの間で、売買代金を2000万円とし、代金の支払を同年10月末日までにする旨を合意したこと、2) しかるに、10月末日を数か月過ぎても未だ代金が全く支払われていないことを記載して、裁判所に提出した。

これに対し、Yは、答弁書に、訴状2) 記載のXの主張について、代金のうち800万円はすでに支払っているはずだからその部分の支払義務については争うこと、それゆえ、Xの請求の一部については理由がなく棄却すべき旨を記載して、裁判所に提出した。

〔設問1〕

(1) 〔設例〕の訴訟の第1回口頭弁論期日には、Xは欠席し、Yは出席した。当該期日において、Yは答弁書での主張内容に加えて、支払済みの代金を800万円ではなく、1000万円である旨の主張をした。Yによるこのような主張は許されるかを解答しなさい。

(2) 〔設例〕の訴訟の第1回口頭弁論期日には、XYともに出席のうえ訴状および答弁書記載のとおりの事実主張がされ、訴訟はこの後、弁論準備手続に付された。弁論準備期日においてXは、Yから提出された答弁書記載の事実を認めた。この後、弁論準備手続終了後の口頭弁論期日において、Xは、Yの支払済みの代金額は、800万円ではなく、400万円である旨の主張をした。このXの主張は許されるか、Xの主張が訴訟上どのような意味を有するかをふまえた上で、解答しなさい。

〔設問2〕

Yは、〔設例〕の訴訟の係属中に、甲土地の引渡しが未だないとして、売買契約にもとづいて甲土地の引渡しを求める訴訟を、Xを相手に別訴により提起することは許されるかを解答しなさい。

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

刑事法系法学専門試験

【刑法】

・以下の設問に解答せよ。

不動産の二重売買において、成立しうる財産罪を全て挙げた上で、論評せよ。

(配点 50)

令和2年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

刑事法系法学専門試験

【刑事訴訟法】(配点50点)

次の東京高裁平成30年9月5日判決（高刑集71巻2号1頁）の判旨を読み、以下の各設問に答えよ。（解答は答案用紙に設問番号を記載して行うこと。）

「本件マンションにおけるごみの回収・搬出方法からすると、ごみを捨てる者としては、各階のゴミステーションに捨てた時点で当該ごみに対する所有権を放棄し、それ以後のごみの占有・管理は、ごみの回収・搬出の任に当たる清掃会社に委ねられたものと解される。

そうすると、本件紙片が在中していたごみ袋を含むごみ4袋については、その内容を確認するために開封作業を行う時点で、立ち会っていたA（本件マンション管理会社の従業員）から提出を受けていたことになり、任意提出書や領置調書が作成されていないという手続上の形式的な瑕疵は存在するが、①これらのごみ4袋は、ゴミステーションに捨てられた時点で、その所有権が放棄され、上記清掃会社の占有・管理に委ねられ、Aはその清掃会社の従業員でごみ回収責任者であるBからごみの処分権限を委ねられたといえるから、刑事訴訟法221条に基づき、その所持者が任意に提出した物として警察がa領置したものと認められ、警察がこれらのごみ4袋を開封し其の内容物を確認した行為については、留置継続の要否を判断するためのb必要な処分（同法222条、111条2項）として行われたものといえる。

したがって、警察が上記ごみ4袋を領置した手続については、所有や占有の観点から違法と評価される理由はなく、また、ごみ袋を開封して内容物を調べた手続についても、その外觀からだけでは留置を継続すべき証拠物とそうでない物との区別ができないから、留置継続の要否を判断するための必要な処分といえ、対象物を損壊、費消するものではないことからしても、所有や占有の観点から違法と評価すべき理由はない。

さらに、②自分の捨てたごみがそのまま回収・搬出されて他人にその内容を見られることはないという居住者の期待という観点からも、ごみとして何かを捨てるという行為が、不可避的に第三者による接近を許す機会や第三者に処分を委ねる機会の存在を伴うことなどを考慮すると、その期待の要保護性は高いとはいはず、捜査の必要がある場合に、ごみの領置や必要な処分としてのごみの内容物の確認を妨げるものではないと解され、本件紙片の領置に至る一連の捜査手続を違法と評価すべき理由はない。」

設問 1 下線部 a 及び b の処分は刑事訴訟法 197 条 1 項但書のいう「強制の処分」に該当するか、それぞれについて説明せよ。(配点 20 点)

設問 2 下線部①について次の各間に答えよ。(配点 20 点)

(1) 本判決は、本件ごみ袋はゴミステーションに捨てられた時点でごみを捨てた者の所有権が放棄されたと述べている。かりに、所有権は放棄されておらず、他人に保管を委ねているに過ぎない物であったとすれば、捜査機関はそれを回収するためにどのような手続をとらなければならぬか、説明せよ。

(2) 本決定は、本件ごみ袋はゴミステーションに捨てられた時点で清掃会社の占有・管理に委ねられたと述べている。かりに、所有権が放棄され、かつ誰の占有・管理下にもない物であったとすれば、捜査機関はそれを回収するために、刑事訴訟法 221 条に基づき領置の手続をとらなければならないか、説明せよ。

設問 3 本判決は、下線部②で、自分の捨てたごみがそのまま回収・搬出されて他人にその内容を見られることはないと居住者の期待に言及しつつも、その期待の要保護性は高いとはいえないと述べている。かりに、業者に廃棄処理を依頼したごみであっても、他人にその内容を見られないことの期待に対する要保護性が高い物であったとすれば、警察官が当該ごみ袋を回収するためにどのような手続をとらなければならないかについて、論ぜよ。(配点 10 点)